

令和 7 年度人権の集いさがみはら
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 募集の趣旨

本市では、人権尊重意識の普及高揚を図るため、人権施策について、あらゆる施策分野に人権尊重の視点を反映し、総合的かつ体系的に展開しています。

その中で、人権啓発に当たって、市民に親しみやすくかつ参加しやすい要素を取り入れた事業として、「令和 7 年度人権の集いさがみはら」を実施します。

この事業の内容について企画提案を募集します。条件等を満たす提案のうち、最も優れている提案を行った事業者に制作・運営等を委託します。

2 事業の目的

全ての市民が等しく人間として尊重される社会をつくるためには、性別、年齢、国籍、疾病やハンディキャップの有無、文化、生活習慣の違いなどを理解し、尊重する「ともに生きる」地域社会を実現することが必要です。

本事業は、講演会を実施することにより、人権尊重の理念を普及し、市民の理解を深め、もって人権尊重意識の普及高揚を図ることを目的とします。

3 人権の集いさがみはら全体事業の概要

(1) 主催

相模原人権啓発活動地域ネットワーク協議会

(横浜地方法務局相模原支局・相模原人権擁護委員協議会・本市で構成)

※協議会への連絡先は、本市が担います。

(2) 開催日時

令和 8 年 1 月 1 0 日 (土) 午後 1 時 3 0 分～午後 4 時

(3) 会場

相模原市立あじさい会館 ホール

<会場概要>

【所在地】 相模原市中央区富士見 6－1－2 0

【収容人数】 3 5 8 人 (座席数：固定席 2 4 6 席、移動席 1 1 2 席)

【舞台寸法】 間口 1 0 . 1 5 m、奥行 5 . 5 0 m、高さ 4 . 0 0 m

【主な設備等】

各種吊物用バトン、三ツ折緞帳、中割幕、照明・音響設備、各種機器等

第 1 楽屋 (和室・定員 2 0 人)、第 2 楽屋 (洋室・定員 1 0 人)

【駐車場】

来場者は、市役所駐車場を利用できます。

(1時間まで無料。1時間を超えた場合、午前8時～午後8時の時間帯は、1時間当たり200円。土・日曜日、祝日等は当日1日最大800円)
主催者(事業者)用駐車場が別途5台(最大)あります。

(4) プログラム

○開 会

司会より開会のことば

○あいさつ

主催者代表が登壇し、あいさつ(3分程度)

○人権啓発キャラクターの紹介

ウォークバルーン(着ぐるみ)登壇

○全国中学生人権作文コンテスト相模原地区優秀作品発表会(30分程度)

○講演会 <企画募集事項>

○アトラクション <企画募集事項>(必要に応じて企画。なくても可)

(講演会、アトラクションの時間は、あわせて約90分から約110分まで。順序不同)

○閉 会

司会より閉会のことば

※手話通訳、要約筆記を用意する予定です。

第1章 プロポーザル参加に関する手続等

1 業務概要

- (1) 件 名 令和7年度人権の集いさがみはら業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和7年度人権の集いさがみはら業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日より令和8年1月10日
- (4) 履行場所 相模原市中央区富士見6-1-20 相模原市立あじさい会館 ホール
- (5) 契約上限金額 550,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 スケジュール(予定)

参加申込書受付期間	令和7年8月12日(火)から令和7年8月29日(金)午後5時
質問書受付期間	令和7年8月12日(火)から令和7年8月29日(金)午後5時
参加資格確認結果通知書交付日	令和7年9月5日(金)
質問に対する回答送付日	令和7年9月5日(金)

企画提案書等提出期間	令和7年9月8日（月）から令和7年9月19日（金）午後5時
選定結果の通知日	令和7年10月10日（金）まで
契約締結	令和7年10月中旬（予定）

3 担当部署及び問い合わせ先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所本庁舎第2別館4階

市民局 人権・男女共同参画課

電話 042-769-8205 FAX 042-754-7990

メールアドレス jinkendanjo@city.sagamihara.kanagawa.jp

4 必要な資格

次の（１）から（７）までの要件のすべてを満たすこと

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- （２）相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でない者。
- （３）参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- （４）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- （５）県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- （６）市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと、及び受託者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。
- （７）地方公共団体や公益団体が発注する類似業務の受託実績を過去5年間（令和2年度～令和6年度）に有すること。

5 参加手続等

（１）参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類を提出してください。

ア 受付期限 令和7年8月29日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出先 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市 市民局 人権・男女共同参画課

メールアドレス：jinkendanjo@city.sagamihara.kanagawa.jp

ウ 提出方法 郵送又は電子メール

エ 提出書類（各 1 部）

（ア）参加申込書（様式 1）

（イ）業務実績表（過去 5 年間の受託実績・契約書の頭書等の写し含む）（様式 2）

※「4 必要な資格」の（7）を確認するもの

（2）参加資格確認結果通知書の交付

参加申込書の提出者について、資格要件を満たしているかどうかの確認を行い、結果について以下のとおり通知を行います。

令和 7 年 9 月 5 日（金）

送付方法 電子メール

（3）質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について質疑がある場合は、次により令和 7 年度人権の集いさがみはら業務委託質問書（様式 3）（以下「質問書」という。）を提出してください。質問内容及びその回答は、参加者全てに通知します。なお、質問事項がない場合は、質問書の提出は不要とします。

ア 提出期限 令和 7 年 8 月 29 日（金）午後 5 時まで（必着）

イ 提出先 相模原市 市民局 人権・男女共同参画課

ウ 提出方法 電子メール

エ 回答期限及び方法 令和 7 年 9 月 5 日（金）電子メール

※参加資格の要件を満たしていない参加申込書提出者からの質問には回答いたしません。

6 参加資格の喪失

参加申込書の提出期限の日から受託候補者の選定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。

ア 「4 必要な資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格のいずれかの要件を満たす者ではなくなったとき。

イ 提出した書類等に虚偽の記載をしたとき。

第2章 業務に関する事項・企画提案について

1 業務概要等

別紙「令和7年度人権の集いさがみはら業務委託仕様書」のとおり

2 企画提案について

(1) 提案項目について

ア 550,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とし、本実施要領2ページ3（4）プログラムのうち、講演会、アトラクションの内容について、令和7年度人権の集いさがみはら業務委託仕様書に基づき提案してください。

なお、委託額には講師謝礼をはじめ、令和7年度人権の集いさがみはら業務委託仕様書の1 条件（3）業務内容に掲げる業務に必要なすべての経費を含むものとします。

イ 本委託業務に係る見積り

(2) 企画提案書等の提出について

ア 提出物

（ア）令和7年度人権の集いさがみはら業務委託企画提案書（様式4）

（イ）見積書（内訳、講師料記入のもの）（任意様式）

（ウ）企画案（当日スケジュール案含む）（任意様式）

（エ）企画理由説明書（様式5）

（オ）その他、企画内容について参考となる資料（講師プロフィール等）

イ 提出部数 11部（正本1部 副本10部）

※副本10部については、提案者名及び提案者名を推定できる記載はしないこと。なお、当該記載があった場合には、本市において提案者の許可なく当該部分を黒塗りにし、審査の資料とすることがあります。

ウ 提出期間 令和7年9月8日（月）から

令和7年9月19日（金）午後5時まで（必着）

エ 提出先 相模原市市民局人権・男女共同参画課

オ 提出方法 郵送により期限までに提出してください。

※封筒には「人権の集いさがみはら企画提案書 在中」と記載してください。

(3) 企画提案書等作成にあたっての留意点

企画提案書等の作成にあたっては、「仕様書」を踏まえた提案をしてください。

(4) 無効となる企画提案書

以下に該当する提案は無効とします。

- ア 参加資格を有しない者の提案
- イ 参考見積金額が、契約上限金額を超える提案
- ウ 虚偽の記載をした提案

(5) 企画提案書等の取扱い

- ア 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とします。
- イ 提出された企画提案書等は、本プロポーザル方式における受託候補者の選定以外の目的では使用しないものとします。
- ウ 企画提案書等は、「相模原市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、又は本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとします。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとします。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とします。
- エ 提出された書類は、選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- オ 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- カ 企画提案書等の提出は、1 者につき 3 案までとします。
- キ 提出された書類は返却しないものとします。

第3章 審査の方法及び受託者の選定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、本市が設置した評価委員会にて行います。評価委員会は、非公開とします。

なお、条件を満たさない企画提案書は、審査対象外とします。

2 評価基準

評価基準は以下のとおりとし、各項目10点（委員1人あたり）とします。

- (1) 本市の人権施策に沿っており、人権尊重意識の普及高揚を図るのに効果的な内容か。
 - (2) 多くの市民参加を期待できる内容か。
 - (3) 参加者が講演内容を理解し、家庭、職場、地域などに普及させたいと思わせる内容か。
 - (4) 興味深く人権について理解を深めることができる内容か。
 - (5) 企画内容と比較して妥当な積算金額か。
 - (6) 同じ講師を複数の応募事業者が提案した場合、どちらの企画がより付加価値があるか。
- ※(6)は該当する場合のみ別に採点します。

3 受託候補者の選定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として選定し、契約締結に向けた必要な協議を行います。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとします。
- (2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続を行うものとします。
- (3) 審査の結果、いずれの提案も履行を確保できないと見込まれる場合、受託候補者を選定しない場合があります。
- (4) 提出者のうち、受託候補者として選定した者及び選定されなかった者に対して、その旨を書面により令和7年10月10日（金）までに通知します。

4 選定の取消

受託候補者として選定された者は、選定の日から契約締結の日までの間に、次のア、イに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての選定は取消するものとし、契約締結は行わないものとします。この場合、次順位の者を新たに受託候補者として手続を行うものとします。

ア 第1章「4 必要な資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格のいずれかの要件を満たす者ではなくなったとき。

イ 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語とします。
- (2) 本契約において使用する通貨は日本円とします。
- (3) 本契約において契約書又は請書の作成を要します。
- (4) 企画提案の内容については、履行の業務が生じるものとします。
- (5) 参加申込書及び企画提案書の提出に関わらず、いつでも参加を辞退することができます。ただし、企画提案書の選定後は原則として辞退することができないものとします。また、選定された権利を他者に譲渡することはできないものとします。
- (6) 参加を辞退した場合でも、これを理由として以後の本業務以外にかかる選定等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。
- (7) 本プロポーザルの参加等に要する費用は、提案者の負担とします。
- (8) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めません。
- (9) 市は、次の場合は審査手続きを中止します。
 - ア 提案書を提出する意思を示した事業者がないとき。
 - イ 条件を満たす提案がないとき。
 - ウ 天災等により事業実施が困難となったとき。
- (10) 業務内容の詳細は、受託候補者と本市との協議のうえで決定します。
- (11) 以下に該当した場合は失格とします。
 - ア 参加申込書及び企画提案書の提出が遅延した場合。ただし、やむを得ず遅延することが明らかに認められる場合等、正当な理由がある場合はこの限りではありません。
 - イ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合。
 - ウ この文書に記載した諸条件に違反した場合。
 - エ その他、公正な選定に支障をきたすと認められる行為等、受託候補者としてふさわしくない行為があったと認められる場合。